

『都市住宅学』全巻全号電子アーカイブ化に伴う著作権譲渡に関する会告〈お願い〉

会員並びに執筆者各位

2012年3月30日

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

すでに御高承の通り、当学会は、1993年以来機関誌として『都市住宅研究』を刊行して参りました。出版事情の厳しい折柄、およそ20年にわたり学会誌を刊行できましたことは、偏に皆様の御支援、御協力の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、このたび『都市住宅研究』は、文部科学省所管の独立行政法人科学技術振興機構（以下「JST」という）の電子アーカイブ対象選定委員会によって、JSTの支援を受けて創刊号以降の全巻全号を電子化してアーカイブ化する対象誌として選定されました。この電子アーカイブ化とは、誌面を電子データ化し、JSTで運用している電子アーカイブサイト上で公開することをいいます。

電子アーカイブ化に当たっては、電子化された紙面がすべて同機構のサーバーに保存されるため、『都市住宅研究』に掲載されたすべての著作物の著作権が本学会に帰属していることが必要になります。然るところ、現在の当学会の「著作権取扱い規則」（2007年12月1日理事会決定）では、著作権は執筆者が当学会に「委託」することとなっておりますが（同規則1.(2)）、著作権それ自体は著作者に留保されることとなっております。

つきましては、今回電子アーカイブ化を進めるに当たり、創刊号以来のすべての著作物についても著作権を本学会に帰属させて頂くことと致したく存じます。本来であれば個別に参上してお願い申し上げるべき筋合いではありますが、諸般の事情にそれもかないませんところから、まことに略儀ながら本会告をもって著作権を当学会にお譲りいただいたものとさせていただきたく、この段枉げて御承引を賜りたくお願い申し上げます。

この件に関しまして御承引いただけない場合、あるいは御不審の点がある場合には2012年4月8日までに本学会事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。また、何かの事情で本件についてお知りになる機会がなかった場合には、上記期限を過ぎましても、改めて個別にご相談させていただく所存です。なお、上記期限までに特段のお申し出がない場合には、御承引いただけたものとして、電子アーカイブの公開時期に『都市住宅研究』に掲載させていただきたいと存じます。

以上、甚だ勝手なお願いではございますが、意のあるところ御賢察下さいまして何分の御高配を賜りますようお願い申し上げます。